

最近の裁決事例からみる

納税者の行為と同視できる 第三者の隠蔽・仮装行為

納税者による隠蔽又は仮装行為については重加算税の対象となるが、納税者以外の者であっても、納税者本人の行為と同視することができる場合には、納税者本人に対して重加算税を賦課することができる。納税者以外の者の行為を納税者本人の行為と同視できるか否かについては、①納税者以外の者の地位・権限、②納税者以外の者の行為態様、③納税者以外の者に対する管理・監督の程度等を総合考慮して判断するのが相当であるとされている。本特集では、納税者以外の者が行った隠蔽又は仮装行為が納税者本人の行為と同視された最近の裁決事例を3件紹介する。企業の税務コンプライアンスの維持・向上が求められる中、本裁決事例は企業が従業員等の不正を防止する観点からも注目に値するものといえそうだ。

成果物の納品の確認を担当部署に任せきり、不正行為防止には不十分

最初に紹介する裁決（事例1）は、請求人（電気機械器具等を製造販売する法人）の従業員が、広告記事の掲載が完了していないにもかかわらず、相手方との通謀などにより虚偽の証ひょう書類を作成し、当該費用を損金の額に算入したというものである（東裁（法・

諸）令6第26号）。原処分庁は法人税等の重加算税の賦課決定処分を行ったが、請求人は、広告記事の掲載を担当した従業員が事実と異なる証ひょう書類を作成したことは、一部の特定の職場の認識誤りによるものであるから、従業員の行為を、請求人の行為と同視

【表1】事例1における審判所の判断

①従業員の地位・権限
・職制上の地位や肩書はなく、部下も有していなかったことから、請求人の一使用人であったと認められる。
②従業員の行為態様
・従業員による検査通知書の作成及び取引先担当者に対する納品書の発行の依頼は、従業員が請求人から付与された権限の範囲内において行ったものであり、本件行為は請求人の業務の一環として行われたものであると認められる。
③従業員に対する管理・監督の程度等
・請求人においては、業務委託の成果物が未受領の場合には納品書の発行の依頼をしてはならない旨を周知しているなど、従業員に対して一定の管理・監督は行っていたと認められる。しかし、検査通知書は、担当部署の課長が成果物の納品を確認し、注文システムに納品確認の登録をすることにより作成されることになっているにもかかわらず、課長ではなく、従業員が行っており、営業部において、課長による成果物の納品の確認体制が十分に取られていたとは認められない。

最新号（7月14日号）の掲載記事となります。
本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。